

みとゴルフ倶楽部利用約款

当クラブをご利用のお客様は会員・非会員を問わず、快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、当クラブ会則、運営規定による他、本約款に従ってご利用頂きます。

第1条 (利用契約の成立)

当クラブにおいて、プレーされる方は当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。

これにより当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第2条 (利用の申込み・違約金等)

プレーの予約申込み、違約金については、当クラブの規定に従って頂きます。

第3条 (利用拒絶)

当クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- ① 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ② 天災その他やむを得ない事情によりクローズする場合。
- ③ 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- ④ 利用者が、暴力団及び反社会的団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）に所属していると認められたとき
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき。
- ⑥ その他の理由により当クラブを利用されることが好ましくない事由があるとき。
- ⑦ ジーンズ、サンダル、ツッカケ類でのご来場されたとき。
- ⑧ プレー中、危険防止の為の帽子の着用を怠ったとき。
- ⑨ 偽名又は他人名義で申し込みが行われたとき。
- ⑩ ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- ⑪ 粗野な振る舞い等、当クラブの従業員に対して業務の遂行に支障をきたす行為があったと当クラブが判断したとき。
- ⑫ その他本約款に違反したとき。

第4条 (休場日・開場時間)

当クラブの休場日と開場時刻は当クラブの定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

第5条 (金銭・その他の高価品)

金銭その他高価品については、当クラブ備え付けの貴重品ロッカーにお預かり願います。ロッカー収容品については各自の責任において管理し、盗難や紛失事故について当クラブは責任を負いません。

第6条 (携帯品・自動車)

携帯品や場所を提供している駐車場内の自動車の盗難、損傷等の事故については、当クラブは

その責任を負いません。

第7条 (ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は、フロントにてお渡し致しますがお帰り迄お持ち下さい。それまで各自の責任において管理して頂きます。鍵を紛失された場合は実費をお支払い頂きます。ロッカー収容品の盗難、紛失等につき当クラブは責任を負いません。

第8条 (宅配便の取扱い)

宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中における物品の盗難、紛失、損傷等の責任を負いません。発送遅延による苦情や遅延損害等の責任は一切負いません。又これに対するお問い合わせは一切受付できません。直接運送会社にお問い合わせ願います。

第9条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフはときにより危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット・マナーを守りキャディーのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

第10条 (ティーイングエリアにおける素振り)

素振りはティーマーク内の打席又は指定された場所以外ではやらないで下さい。打順以外の方はティーイングエリアに入らないで下さい。

第11条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者はキャディー及びカートナビの合図如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

第12条 (キャディー、フォアキャディー、カートナビの合図)

キャディー、フォアキャディー及びカートナビの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

第13条 (打者の前方に出ないこと)

同伴者は危険防止の為、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第14条 (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。

万一隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をして邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球して下さい。

第15条 (避難及び待避所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が全員打ち終わるまで待避所又は安全な場所に退避して下さい。

第16条 (ホールアウト後の退去)

ホール・アウト後は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全を図り、次のホールへ進んで下さい。

第17条（落雷・地震があった場合）

- ① 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避して下さい。
- ② 当クラブは、地震による被害については責任を負いません。地震があった場合は、直ちにプレーを中止し斜面の崩壊や橋梁その他の工作物の損壊に注意し避難して下さい。

第18条（電動カート）

- ① 電動カートは通常キャディーが運転しますが、やむを得ずプレーヤーが運転する場合は事故のないように注意して下さい。又走行中はカートから身を乗り出さない様にしてください。
- ② セルフプレーの場合原則自動運転となりますが、カートの前に人や障害物があるときはストップ ボタンでカートを停止してください。
- ③ カートの発信は前後を確認し同乗者の安全を確認した上で行って下さい。
- ④ 打球の飛ぶ恐れがある場所・不安定な場所には絶対に停止しないで下さい。

第19条（火気使用の禁止）

所定場所以外のコース内やクラブハウス内における火気使用は厳禁します。
マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。万一火災が発生しコースや設備に損害が出た場合は、生じた損害を全額賠償して頂きます。

第20条（違背の場合の責任）

利用者が第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条及び第19条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、並びに第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

第21条（プレー終了後のクラブの確認）

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。
確認後におけるクラブの不足、損害等について当クラブは一切責任を負いません。

第22条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合はその損害額を支払って頂きます。

第23条（急患）

プレーヤーは自身の健康状態について充分配慮して下さい。急患の場合、当クラブでは出来る限りの努力を致しますが結果については責任を負うことは出来ません。

第24条（植物採取の禁止）

コース内及び施設内の草、木、花の採取は禁止致します。

第25条（施設内への持込品）

施設内に下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- ① 動物（ペット）類。
- ② 著しく悪臭を放つもの。

- ③ 銃砲刀剣類。
- ④ 発火、爆発のおそれがあるもの。
- ⑤ 騒音を発するもの。
- ⑥ その他、人に迷惑を及ぼし不快感を与えるおそれのあるもの。

第26条（行為の禁止）

施設内で下記の行為は禁止いたします。

- ① とばく、その他風紀を乱す行為。
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為。
- ③ 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
- ④ 利用者以外のコース内立入り。（特に許可する場合は除く）

又特に許可した場合でも、利用者以外が障害等の被害を受けた場合、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

第27条（損害賠償責任）

利用者が、故意または過失により、当ゴルフ場の施設又は従業員に損害を与えた場合、その損害について賠償を請求いたします。

第28条（その他）

スタートの30分前までにご来場下さい。当日の状況によってはプレーをお断りする場合がございます。

サブバックのご利用は控えてください。

第29条（本約款の変更手続）

本約款は、会社または取締役会の決定により、変更できるものとします。

以上